

# 法と人間（8）

野 阪 滋 男

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 「桃太郎」説話と正義の戦い
- 3 「我鬼」（エゴイスティック・デーモン）
- 4 カニバリズムと臓器移植

### （1）はじめに

哲学者中村雄二郎は、『悪の哲学ノート』（1994年）でつぎのように記している。これまでほとんどすべての倫理学は、悪を、もっぱらく善の欠如>の類いとしてとらえてきて、それもその扱いはお座なりであったとされる。哲学もまた<悪>の問題をうまく扱い切れていないとされ、「悪の哲学は可能か」という問題意識の下、<悪>の哲学的解明に迫っている。そして「<悪>の権化としてのガンにしろ、人間が身勝手にそういうイメージを抱いているのであって、……ガンにはガンの立場や論理があり、エイズにはエイズの立場や論理があるとも言えるのではなからうか。……われわれはふつう、あまりにも簡単に、自分たちが悪いイメージを持ったものがあると、それをたちまち<悪>だと考えがちである。たまには逆のことを、あるいは逆の側から考えてみる必要がある」との主張は、まさにその通りですと認めなければならない。そこで、本稿は、<悪>の問題を、法と人間との関連で接近していくものである。

ところで、中村は、<悪>についての<トポイ・カタログ>（論点集）を作成している。

- ① さかしま、捻じれ、カオス。
- ② きたなさ、穢れ、醜さ。
- ③ 妖怪、悪鬼、悪魔。毒物、病原菌、毒虫。
- ④ 暴力、権力、破壊、侵犯、残酷。不正、犯罪、差別、裏切り、嘘、憎しみ。

### ⑤ 痛み、苦しみ、病。ガン、エイズ。

これらが何故<悪>に関わるのか、一つの答は、<存在の否定>あるいは<生命的なものの否定>だとされる。本稿で扱う3テーマを通して悪の具体的な在り様に触れてみたい。

### （2）「桃太郎」説話と正義の戦い

長いこと心に留めている福澤諭吉の教えがある。それは、明治4年に子息に毎日一箇條ずつ書き与えたいわゆる「ひゞのをしへ」の一箇條である。

もゝたるふが、おにがしまにゆきしは、たからをとりゆくといへり。けしからぬことならずや。たからは、おにのだいじにして、しまいおきしものにて、たからのぬしはおになり。ぬしあるたからをわけもなく、とりゆくとは、もゝたるふは、ぬすびとゝもいふべき、わるものなり。もしまたそのおにが、いったいわろきものにて、よのなかのさまたげをなせしことあらば、もゝたるふのゆうきにて、これをこらしむるは、はなはだよきことなれども、たからをとりてうちにかへり、おぢいさんとおばゞさんにあげたとは、ただよくのためのしごとにて、ひれつせんばんなり<sup>(1)</sup>。

福澤が読んだ「桃太郎説話」がどのようなものであったかわからないが、正義の人、英雄として扱われていたであろう桃太郎は、福澤の眼をもってすれば、ただの盗人であり、悪人（者）であり、鬼からたからを取り上げる行為は卑劣千万であるというのである。福澤は、子息に何を教えようとしていたのだろうか。世にいう正義も不正義であることもある。要は自分自身の心眼によって見極めよ、とでもいいたかったのかもしれない。

ところでこの「桃太郎説話」は、大正期と、昭

和期とで、国定教科書での叙述が少しく異なっている、という指摘<sup>(2)</sup>は興味深い。桃太郎が成長して強くなり、鬼が島に着いてからの記述が微妙に異なるというのである。大正国語(1918~32)では、鬼が何か悪いことをしたという記述がないとされる。

モンヲヤブツテセメコミマシタ。キジハツツキマハリ、サルハヒッカキマハリ、イヌハカミツキマハリマス。モモトラウハカタナヲスイテ、一バンオホキナオニニムカヒマシタ。オニドモハカウサンシテ、ダイジナタカラモノヲダシマシタ。クルマニツンダタカラモノ、イヌガヒキダスエンヤラヤ。サルガアトオスエンヤラヤ。キジガツナヒクエンヤラヤ。

論者は、如上の記述なら、桃太郎の行為は強盗行為そのものであるとされる。ところが、昭和国語(1933-40)では、鬼の大將に、「モウ、ケツシテ人ヲクルシメタリ、モノヲトツタリイタシマセン」といわせているが、「強盗からの強盗」であることに変りはない、というのである。国語の教科書ではあるが、修身教育の一端を担っていたと考えるならば、この記述の変化は、その時の道徳に変化があったものと推測しうるのであろう。

いわゆる昔話がいづ、どこで、何のためにつくられたかを速断することはできないが、この「桃太郎説話」にもいろいろな内容のものがあるが少しくながめてみたい。

岩波文庫(関敬吾編)<sup>(3)</sup>に収められている二編でも、桃太郎の誕生のいきさつそのものについても、鬼が島征伐で宝物を桃太郎が得た経過も少しく異なっている。ここでは後者についてのみ示すとつぎのようになっている。

#### ① 桃太郎(青森県三戸郡)

鬼の大將の黒鬼は、桃太郎の前に手をつけて、大きな目から涙をぼろぼろとたらして、「とってもかないまへんしけあ、命ばかりは助けて下さや、今から決して悪いことしまへん」といって、桃太郎にわびたそうです。桃太郎は「したら今から、わりいことしねなら命ばかりは助けてやる。」さういうと、鬼は「宝物はみんな上

げます」といって、あるだけの宝物を桃太郎にやったそうです。

#### ② 桃の子太郎(青森県西津軽郡)

なんぼ強い鬼でも、桃太郎にかかって負けてしまった。そして鬼の大將が「宝物をなんぼでもやるはで命だけ助けてけれ」といった。「そんなら宝物を出せ」といって、もって帰って来た。

①・②どちらの説話にも「鬼退治」の正当性についての、そもそもの記述がない。ただ、①では、「今から決して悪いことしまへん」との鬼の反省の念ともとれる言葉から、この鬼の一味が、何らかの悪事をはたらいていたことは前提となっているだけである。さらに宝物については、①では、助命してくれたので、鬼のほうから任意(もっとも十全とはいえないであろうが)の提供の形をとっているのに対し、②では、「命を助けてほしければ宝物を出せ」と桃太郎に言わせている。②の場合には桃太郎の行為が強盗罪になりうるとしても、①の場合にはどうなるか。さらに、福澤も指摘しているように、この「鬼の宝物」なるものについて、真の所有者は誰かについての記述は全くない。宝物は、鬼の強盗行為によって得られたものであったのか、とすれば桃太郎の行為は正当な奪還行為といえるのか等々これらに関する記述はないのである。

つぎに瞥見する「桃太郎」は、桃太郎の誕生についても異なった記述となっており、鬼退治の意図についても記述がある。なるほどと肯かせるストーリーとなっている。

#### ③『雛廻宇計木』<sup>(4)</sup>(江戸中期刊)

昔々老夫ト老婦ト在ツタトサ、老夫ハ山ヘ草刈ニ、老婦ハ川ヘ洗濯ニ行ケレバ、川上ヨリ桃流レ来ルユエ、老婦早速ニ取上ゲ、是レハヨイ土産ナリトテ持帰り老夫ニ見セ、二人シテ其ノ桃ヲタベケルガ、老夫モ老婦モ遽ニ若クナリ、皺モ伸ビ緑ノ髪ニ変ジ三十位ノ若人トナル、老婦ハ二三四ノトシマトナリケル、夫婦互ニ不思議々々且ツ驚キ且ツ歎ビ、鏡ニ向ヒ髪ヲ結び、昔変ラヌ老夫ト老婦ト中陸敷ク暮シケル、

程ナク老婦心持平常ナラズ覚エケルガ、何時トナク娠リテ月ヲ重ネ安タト玉ノヤウナル子ヲ産ミケル、……桃ノ瑞相ニテ生レシ故、桃太郎ト称ケ、ル、……偕テ十五歳トナリタル頃、老夫婦ニ云ヒケルハ、我レ思フ子細在リテ鬼ガ島ヘ渡リ、鬼共ヲ退治シ宝ヲ得ベシ、故ニ其ノ旅ノ用意ニ黍団子ヲ拵ヘ給ハント只管ニ願ヒケル、……日数経テ鬼ガ島ノ大手ニゾ向ヒケル、シテ興言云、遠キ者ハ耳ニモ聞ケ、近キ者ハ眼ニモ見ヨ、日本一ノ桃太郎様、猿雉犬ノ者共ヲ御供トナシ、鬼共ヲ退治シテ宝ヲ得ントテ渡リシナリ、速ク宝ヲ差上ゲ降参セバ汝等ガ命ヲ助ケテ得サセン、若シ否ト違背致サバ皆殺シテ呉レント、直様鬼ガ住ム石窟ノ門ヲ押破リ、猿雉犬先ニ立ッテ右往左往ニ切りマクリ、悉ク鬼共ヲ退治ナス、然ルニ鬼ノ大将ヲ桃太郎取りテ押ヘ討タントセシガ、合掌涙ヲ流シ漸々頭ヲ上ゲ、暫時御待チ給ハレカシ下拙申上グル事アリ、桃太郎様ノ御慈悲ニテ命ヲ助ケ給ハラバ、島ノ宝ハ残ラズ差上ゲ以来決シテ人間ヲ取ル事ヲ致スマジ、何卒御許シ給ハルベシト誓文ヲ差上ゲ、ル、桃太郎ハ宝ヲ請取り、恙ナク家ニ帰リケレバ、老夫老婦ノ歎ブ事限リナク、其ノ武功ヲ感ジケリ、又猿雉犬ニハ夫々ニ褒美ヲ与ヘテ帰シケルトゾ。

「桃、邪氣を避く」という言葉が示すように、「桃は五木の精にして仙木、それ故に邪氣を厭伏し百鬼を制するよし」とされ、「鬼を制伏するを桃太郎」(『嬉遊笑覧』)ということになる。そう考えると、①の説話で、桃を食べた老夫婦に男子が誕生した由縁はそれなりに説得力をもっている。さらに桃太郎の身体的特徴は、多くの民族の民話や神話で優位個体を示す諸特徴を備えている。生まれた直後であるのに、「丈高ク骨太」「力強ク逞シク」7～8歳位の子ほどあるとされる。さらに「物覚エ能ク惻発ニテ、一ヲ聞キ十ヲ知り、又力量拔羣」であり、若い者と角力をとっても、「一人トシテ桃太郎ニ勝ツ者ハアラザリケル」となっている。いわば文武両道で、強く善なる性格の持主として描かれている。

これに対し、退治される場所となった鬼につ

いての記述は①にはない。他の説話に登場する一つの典型的鬼像は、「鬼に形なし、見たる人なし、さはいへど、からもやまとも絵にかけけるは、角あるかしらむくつけく、腰に虎の毛をまとひたり」(『続史籍集覧つれづれ草拾遺』)。そしてその身体的特徴については、たとえば、「身八九尺計にて髪はやしゃの如し、身の色赤黒く、まなこまろくして、猿の目の如し、みなはだか也、身に毛おひず、蒲をくみて腰にまきたり、身にはやうやうの物のかたをゑり入れたり、まはりにふくりんをかけたなり、おのおの六七尺計なるつゑをぞ持ちたりける」(『古今著聞集』)とあり、まさに怪物そのものである。

それでは、鬼はどんな悪事をしていたのだろうか。「おにといふものは、中むかしまでは、をりをり出て、人をとりくひなどしけり」(『伊勢物語新釈』)とか「鈴鹿山の鬼は、強盗なるべし、往來の人をころして、はぎとる」「大江山の酒顛童子は……強力のものにて、酒狂の時は、人をそこなふ」「羅生門の鬼も又強盗成るべし」(『醍醐隨筆』)とあり、どうやら、強盗と殺人が多いようである。

このほかに「鬼が島」と「鬼の宝物」についてである。「鬼が島」は「鬼界が島」より起こったもので、「鬼界嶋ハ昔ハ鬼住ミタリト申シテ、世人恐レ候ヘ共、今ハ人間多ク住ミテ、鬼ハ不居ト申ス」(『残大平記』)といい、琉球、硫黄島なども伝えられる。「宝物」については、「手に持ちたるものは聞ゆる打出の小槌なるべし」(『嬉遊笑覧』)とする説話もあるようである<sup>(5)</sup>。

以上桃太郎説話の二、三をながめてみたのであるが、どの説話をとってみても、話の内容上、理解し難い部分がいくつもある。どうして老夫婦のところへ桃太郎が生まれたのだろうか、どうして桃から男の子が生まれたのであろうか、桃太郎が鬼が島へ鬼征伐に行った真の動機は何であったか、何故桃太郎は日本一の黍団子を持って出たのか、どうして猿雉犬を連れていったのか、鬼が島への途中の困難にどのように打勝ったのか、鬼を征服するのに用いた手段やこの時の動物の役割は何で

あったのか、あの鬼の宝物は何であったのか等々、時代を経る中で、加除されていったものと推察される<sup>(6)</sup>。

それにも拘わらず大正・昭和期の小学校の教科書に採用され、国語教育の名のもとに修身教育あるいは道德教育の一環として、児童等に語られていたのである。それは何故か。日清・日露両戦争の勝利の美酒に酔い、軍国主義へと進んでいく段階にあって、いわば期待する在るべき日本男子像を示したものとはいえないだろうか。さらにはもっと極端な言い方をすれば、桃太郎は神国大日本帝国そのものであり、アジアの近隣諸国を「鬼が島」と看做し、それらへの征戦を聖戦と位置づけるためへの国家主義の一つのあらわれとは言えないだろうか。桃太郎説話は、明治以降、大東亜共栄を名目にくりひろげられるいわゆる太平洋戦争正当化のために、国家に都合のよいように変容されてきたようにもおもわれる。「桃から生まれた桃太郎、気はやさしくて力持ち、鬼が島をば討たんとて、勇んで家を出かけたり」などと当時の童謡として親しまれ、文部省唱歌としても、「そりゃ進めそりゃ進め、一度に攻めて攻めやぶり、つぶしてしまえ鬼が島」とか「おもしろいおもしろい、のこらず鬼を攻めふせて、分捕物ぶんとりものをえんやらや」と唱わせている。〔補遺1〕参照

あらゆる世界での隠蔽された残虐、また暴露された残虐行為に直面して、われわれは、人類の偉大な道学者と倫理学が挫折したと告白せねばならぬ。……われわれはたとえば、第二次大戦におけるある過度の集団的残虐行為からまだ正気にかえったばかりであったのに、地球の他の場所でもう新しい暴動がはじまっていたのを知っている。たがいに仲よくせよ、国連のようなものを設けよなどという勧告は、それほど予防にならない。われわれに教えることのできる権威は、善意をもってすれば数千年のあいだ踏み広げられた残忍性の足跡は避けられようなどと、巧みに見せかけるかわりに、われわれにかんしてもっと多

く知ることによってわれわれを助けて解放させるべきであろう<sup>(7)</sup>。

- (1) 福澤諭吉全集第20巻70頁。
- (2) 長尾龍一『法哲学入門』(1982) 38頁以下。
- (3) 関啓吾編『桃太郎・舌きり雀・花さか爺』(1956) 12頁以下。
- (4) 物集高見著『廣文庫』第19冊(1916) 365頁以下。
- (5) 物集高見著同書第4・5冊等参照。
- (6) 桃太郎説話を「英雄伝説的童話」と位置づけた論考が参考となる〔高木敏雄「英雄伝説桃太郎新論」(『日本神話伝説の研究』(1943) 539頁以下所収)]。同論考によれば、桃から桃太郎が生まれたことについての異説が示されている。純朴な民間信仰にもあるように、桃果は、邪鬼を追払う霊物であると同時に、長生不老の仙果であり、女性の「シンボル」そのものであるから、桃から桃太郎が生まれるについて何の不思議もない。あるいは、老婦の股間から生まれたことを示すものだと異説もあるようである。また誕生した桃太郎は、①とは異なり、一寸法師のように極小にして、ものぐさ太郎のように愚鈍であったが後に動物の扶けにより鬼退治ができるようにまでなったとの異説もあるらしい。また鬼が島が何処かについては、つぎの近著が、桃太郎ゆかりの地とされる地を自分の足で調べているのが興味をひかれるが、ここでは、栗栖、吉備、女木島、日野があげられている〔服部邦夫『鬼の風土記』(1989) 57頁以下〕。
- (7) A. ミッチャーリヒ著、竹内豊治訳『攻撃する人間』(1970) 113・114頁。

### (3) 「我鬼」(エゴイスティック・デーモン)

新聞のコラム論説に、「座席の迷い」というのが掲載された。卑近な日常生活のなかで誰もが経験する些細なことではあるが、それでいて重大な心の葛藤がくりかえされるものである。全文をここに引用してみたい。

通勤途中のことである。

電車に乗ると空席はほとんどなく、立ってい

る人もかなりいた。残念だが、仕方ないと思つてふと見ると、そばの座席にぼつんとカバンが置いてある。これがなければ、ゆうに一人は座れるのだ。

隣に大学生とおぼしき若者が座っていた。「すみません、このカバンは……」と、遠慮がちに声をかけた。

すると、若者は何もいわずにカバンを自分のひざに置くではないか。何だ、それなら最初からそうすればいいんだ。私は腰を下ろしながら、はしたなくも「クソガキめ」と心の中でつぶやいた。

しばらくして車内がもっと込み合ってきたころ、ある駅で一人の老人が乗ってきた。悪い予感はお当たり、私の前に立ってつり革を握った。

席を譲るかどうか、一瞬迷った。いかにも弱々しいお年寄りなら迷うまでもないが、背広を着てカバンを持った老教授のような姿は、かくしゃくとしているようにも見える。

私だって四十半ば過ぎ、何かと疲れる世代だ。先は長いし、せっかく勝ち取った席を渡すのは惜しい。そういえば「まだ若いつもりだったのに、座席を譲られて寂しい思いをした」と、ある老人が新聞に投書したのを読んだことがある。身勝手にもそれを思い出したりして、つつい立ちそびれた。

しかし、気になる。こんなときに限って電車は揺れる。居眠りするのもわざとらしい。仕方ないから新聞を広げて読むのだが、活字がすんなり頭に入らない。こんなことなら立つんだった……。

やがて私の前の席が空き、老人はそこに腰掛けた。ほっとして新聞越しに顔を見ると、目が合ってしまった。

その目は「このクソガキ」といつていた<sup>(1)</sup>。

なんだかんだ正当化の理由を見つけて、結局は、自分より高令とおもわれる老人に、席を譲らなかつた。しかしなんとも後味がよくないのである。後ろめたいのである。座席を譲る、まさに小さな善意の行動である。その小さな善意の行動（親切）

さえも示せなかつた自分の心に嫌気がし、その心のなかにひそむ利己心（醜さ）を見出すのである。

菊池寛は、小品『我鬼』（大12、全集1）のなかで誰の心の中にもひそんでいるであろう、上述のような感情について鋭い分析を試みている。『我鬼』（エゴイステック・デーモン）とよんでいる。ここに登場する主人公は、先ず自己の内に設ける規準についていう。

自分には、自分の物差しがあつて、周囲の乗客より、電車内では道徳的に優れていると自負していたが、ある日、それがそうでないという事態に遭遇し自己嫌悪に陥る。彼は、いつものように乗車すると、「お乗りの方はドア付近に立止らずおつめ願います」という趣旨の乗員（車掌）の指示に従い、「俺だけは皆とちがうんだ」といさゝかの優越感に浸りながら中央部へと進み、吊皮につかまっていた。その時は、70歳ぐらいの老婦人が乗り込んできて、やせしなった姿で弱々しく揺られながら立ったまゝであつた。ところが誰もこの老婦人に、気がついていゝや否やはわからないが、席を譲ろうとしないのである。彼は憤慨した。彼の心に、一種の正義感情が湧き上がり、すくなくとも彼の心の中にある自己規範である一定の物差しからいつても、何と気の利かない奴らなのだ、とりわけ若き者への憤慨の念を禁じえなかつたのである。

彼は、最初心の中で一定の標準を定めて置いて、夫に適合した人達には、直ちに席を譲る事にした。その標準の中には六十前後の老人とか、子供を背負つて居る人などが含まれて居た。が、そうした自分一人の内規を守つて、機械的に席を譲つて吊皮に掴まつて居ると、彼は席を譲つた事を後悔する事が、段々多くなつて来た。……

席を譲るか、譲らぬかは、全く個人の自由であつて、譲らぬ事が必しも道徳的には罪悪でないにしても、70の老婆が—— 凋び切つて吊皮に縋る力さへ、充分ではないと思われるほどの老婆が、東京の大通の電車の中で、席を譲られずに居ると云う事は、夫は決して愉快なる光景ではなかつた。彼の感情を少しく誇張して云へ

ば、其れは文明の汚辱であった。

そこで、彼は、「席を譲る資格」を持っている者十数人に目をやり、当然これらの者が席を譲らないという事態に腹を立てていた。彼自身の良心の叫びである心の規準からいえば、当然席を譲るべき場合である。ただ彼は立っているのであり、それ故に、「席を譲る資格」を有していない。もし自分が坐っていれば当然席を譲ったであろうに、道徳観の劣等なる他の乗客に憤慨していた。しかし、近くの席が空いたその時、老婆の存在を忘れ、我先にと、その席に腰掛けようとした。

その時、彼の良心は、明かにベソをかいて居た。彼は不快な肅條たる気持にならずには居なかった。彼の負け惜しみは、老婆の為に、憤慨して居た方が、彼の心の第一義的な状態で、席が空いた刹那、其處へ坐らうとした心は、夫は発作的な出来心だと解しようとした。が、そうした解釈で以て、彼の心は少しも慰まなかった。……

老婆に対して席を譲らない事を、憤慨したのも、夫は老婆其物の為ではなくして、自分の道徳的意識がその事実によって、傷つけられた事に依っての憤慨であって、全く利己的なものであるかも知れないと思った。

彼が、吊皮を持つ手を放して、座席の方へ近づかうとした事は、ただ心持丈の活動で、厳密に云へばまだ行為と名付けてよいか、何うかさへ分らなかった。たゞ、上半身丈を僅かにその方向へ、動かしに過ぎなかったかも知らなかった。が、其僅かの行動も、彼の心持を根底から掻き擾すのに充分であった。

他の人々、とりわけこの老女に席を譲ることができるのかかわらず、席を譲ろうとしない者に強い憤りを感じていた自分もたいしたことはない否むしろ道徳的にみれば、何も老女だからといって席を譲らなくてもよいとふんぞり返っている者のほうが「男らしい」とさえおもえるというのである。

彼は思った、人間は自分で意識し注意し、警戒して居る中は、どんな道徳的な様子でも、為

ることが出来るが、一旦その注意が無くなると、忽ち利己的な尻尾を出してしまふものだ。……

我鬼！ エゴイステイックデーモン 我鬼！

菊池が、この小文で描きたかったことはなんであったか。いろいろな見方があるが、その一つは、どだい人間は身勝手なものだ、それが混雑した電車内で、座席に坐っている場合と立っている場合とでは、自己の心に内在する自己を規制する規範＝良心の叫びが異なるのである。たしかに、一般に説かれているように、歩行者として街路を歩いている時は、自動車の運転者がわがもの顔に、走っているとおもいがちであり、ひとたび運転手・乗客ともなると、歩行者のルール無視の態度に腹立たしさ、苛立ちを覚えるから不思議である。つねに自己を中心に世界は廻っているとおもうのである。

菊池が描いた主人公は、高令者が混雑した電車内で座席につけず立っていることに憤慨していたが、それはその老人への哀れみとか気の毒だとかその人を慮ってのことではなかった。一つには、自分の決断で、席を譲れるわけではなかったという事態への苛立ちもあったが、本来席を譲るべき立場にある若者が、自分と同一の内部規制をもっていないことに対する憤りでもあった。

しかし、この主人公は、空席をみつけ出すや否や、やせ細った老婆が、混雑した車中で吊皮につかまっている事態を忘れ、利己心湧きあがり、席に坐らうとした自分は、道徳的劣等なる若者とさ程ちがいがいがないのではないかと自責の念にかられたのだらう。エゴイステイック・デーモン、見事に呼称したものである。車中の座席獲得をめぐって展開される我々の心の中に存する悪魔的性格に呆然とし、さらにはそのような心の存在に一種の自己嫌悪におちいるのであろう。

1975年に総理府は、社会規範と人々の規範意識及び規範に遵った行動をとっているかを調査した<sup>(2)</sup>。調査は、アメリカ、西ドイツ、日本の三国で、18～24歳の青年と、その年代の子どもをもつ親からのアンケート方式でなされた。調査項目の一つに「空席を見つけたらすぐに座るか」とい

うのを設けた。設問は、「電車やバスの中で空席をみつけた場合、大ていの方は老人や婦人や荷物を持った人などが立っていないかどうか注意してから座ると思いますか、それともすぐ座ると思いますか。」というものである。

報告書は下記のような結果とコメントを載せている。

	日本		アメリカ		西ドイツ	
	青年	親	青年	親	青年	親
1. たいていの方は注意してから座る	13.1	18.1	27.3	30.2	24.4	28.3
2. たいていの方はすぐ座る	84.8	81.7	70.6	63.9	74.9	71.7
3. 不明	2.1	0.3	2.1	5.9	0.7	

Q23（「公衆の中での暴力への対処」）、24（「後続者のためにドアを抑えるか」）の設問とともに、青年の社会に対する意識を問うているのであるが、残念ながら、どの角度からみても、日本人、ことに日本青年には社会に対する意識に欠けるものがあるといわなければならない。

この設問は、社会に対する意識を問うているとされるが、かならずしも成功しているとはおもえないし、また上掲の結果からコメントのような結論にもならないとおもわれる。（ただしQ23では、日本とアメリカ・西ドイツとは大いなる差が認められる<sup>(3)</sup>）。

ところで、この報告書が出される2年前の1973年9月15日（敬老の日）に、東京の国電（現JR）中央線の特別快速と快速電車の1・4・10号車内に、それぞれ6人が坐れるシルバー・シートが設けられた。老人や身体の不自由な人のための優先席である。詳しくはわからないが、それ以前に「婦人こども専用車」を連結していたのを廃止したうえでの設置であったという。そして、1974年3月、身体障害者雇用促進法規則の一部改正にともない、運輸省通達（75年10月）を受けて、私鉄各社も同年12月にシルバー・シートを実施した<sup>(4)</sup>というのである。このようにして、今日では、電車、地下鉄、バスなどに設置され、いかに

も老人や身体の不自由な人たちへの“思い遣り”をいささかでもあらわしてはいる。また、専用席ではなく優先席であっても、高令者がこの席の前に立って吊皮をつかんでいるということになれば、シルバー・シートに坐っている若者は、高令者に席を譲ることが期待されるから、先に紹介した菊池寛描くところの「我鬼」の主人公のように、自己の良心（自律規範）の命ずるところによっては超克できない者であっても、「ここは優先席」という外部規範の認識により、不承不承であっても、席を譲ることができるのではないか。

しかし現実はどうか。シルバー・シートは若者によって占拠されていて、有名無実化している、されば、「若者に負けない素早さで、座席を確保しよう」という奇策を提言する者もいる。曰く

「シルバー・シートというのがあるのは日本ぐらい」「それほど、高令者や障害者に席を譲るものがないのか」——外国人の批判は十分過ぎるほどわかる。それでも現状では、日本の社会風土に合った気配りあるいい「慣習」と思う<sup>(5)</sup>。

道徳的にながめれば、混雑している車内では、高令者や病人、そしてハンディキャップを负っている人及幼児によろこんで席を譲れるような人間であってほしいが、しかし普通の人（凡人）にそれを期待することはむづかしい。凡人はほとんどが、菊池のいうところの“我鬼”であるからである。とすれば、法的な強制力とまでは無理としても、結果として、自分のもっている利益を、自分より弱き立場にある者に、譲るようにさせる他律規範を設けることが望まれる。しかし、どんなに小さな善行であっても、多大の勇気が必要な場合もある。

そこで、人に善行を行わせることがむづかしいことをすると、善なる事が実現されるよう、公共施設などに工夫を凝らす。高層建築には、階段のほかに、エレベーターやエスカレーターを設置する、車イスの実用化に伴って、車イス用の大型車を用意する。あるいは道路にある段差を小さくすべくスロープの設置、歩道上に点字板を埋め込

む、さらには車イス専用のトイレの設置など、他人の手を借りなくても、高令者やハンディ・キャップを負っている人々への心配りの一端はうかがえる。しかし、それでも、最後は、他人の手助け(介助)がなければどうしようもない。21世紀を間近に控え、高令化社会の到来は必至である。かような社会では、過去の社会より以上に、物心両面で、人の善意ある行為が必要とされる。それではその時の倫理と法制度はどのようにすべきであろうか。

誰か困っている人を助ける場合に三つの倫理があるといわれる。一つは、「相互の助け合いの倫理」とよんでよく、動機はかならずしもエゴイズムではないが、結果はエゴイズムを満たしてくれるもので、諺にいうところの「情けは人の為ならず」という場合である。二つは、「相互の保険金の倫理」とよんでもよいもので、動機はエゴイズムだが、結果は他人の福祉にもなる、各種保険制度はこの倫理を制度化したものであろう。三つは、利害、損得を全く考えない「一方的な献身の倫理」ともいうべきもので、この場合は、動機も結果もエゴイズムを排除している、というのである<sup>(6)</sup>。

今後のわが国の医療では、治療費の高騰、介護費の増大が確実に予想されるのであるから、何らかの手立てを講じなければならない。旧くは、第三の倫理を強要し、「孝養を尽くす」べく若い者に負担を強いた。これからは第三の倫理だけではどうにもやっていけないと断言できよう。そうだとすると、第一の倫理と第二の倫理に近づけられような(保険)制度の提示が急がれている。今日はやりの言葉で云えば、“共生”のための倫理が必要とされる。ただこの際注意を要することは、その困っている者に、その者が「まさに欲するところ」を尋ねたうえで施策を考えるべきであって、その者が欲していることを付度することはなるべくやめたほうがよいようにおもわれる。また旧来の道徳ともいえる「汝の欲するところを行え」に依拠していてもよくないことがありうる。

[補遺2] 参照

大木が立っている。枝がのびのびと地面に

届きそうになっている。その枝の下を蟻が通っている。私が子どもの頃、この蟻の心境をおもんばかった。つまり、「この大木の枝の先端までいきたいが、何とも遠まわりしなければならぬものだ」と考えるのであれば、私がこの枝にのぼらせてあげよう、と考え、蟻をつかまえて、わずか十センチくらい上の枝の先にとまらせてやった。彼が、もしそんなことを思っていなかったとしたら、何と惨酷なことをしたのだろうか<sup>(7)</sup>。

善意から出た行為であったのであるが、個々の人にとって、苦痛や重荷となる場合もありうるのである。俗にいう「親切の押し売り」とでもいうべき事態をこえて、残酷な仕打ちにもなりかねないことを常に考えておかねばならない。人とは、かくも傷つきやすい存在でもあるのである。

(1) 朝日新聞1994年1月27日夕「窓」。なお読者の提案については2週間後の2月9日夕に「続・座席の迷い」との一文を掲載している。

(2) 総理府青少年対策本部編『青少年のルール観——社会規範調査報告書』(1975)。なお、この報告書の結果を読んで、朝日新聞社説(1975・7・10)は「日本の社会の特徴は……社会的ルールに鈍感でルーズなことである。ぶつかりあう個人の権利の主張に、どう折り合いをつけてゆかかにとまどっている社会である。」としている。20年前のことである。今日ではどうか。

(3) たしかに、「後続者のためにドアを抑える」ことは「他人を思い遣る」ことではあろうが、ドア方式の建築物(前後開閉)ではじめて成り立つ作法(マナー)であって、戸障子方式の建築物(左右開閉)では成り立たない作法であろうから、「ドアを抑える」のが少数派であっても、そのことから、「他を思い遣る」気持ちに欠けるとはいえないし、今日のように、自動開閉方式のドアにあつては、「ドアを抑えない」ことがマナーとなるわけである。

(4) 佐々木毅他編『戦後史大辞典』(1991)459頁<原田勝正>、泉欣七郎・千田健共編『日本なんでもはじめ』(1985)294頁参照。



- (5) 読売新聞1995年7月9日夕「異見小見 ―  
『優先席』活用へ奇策を」
- (6) 加藤尚武『二十一世紀のエチカ』(1993) 35頁  
以下参照。
- (7) 安野光雅『算私語録』(1980) 169頁。

#### (4) カニバリズムと臓器移植

1987年2月、ベイルート南郊のパレスチナ難民キャンプでは、各種武装勢力による包囲のため食糧供給が途絶えた。キャンプの住民たちは、イスラム教指導者に対し、「キャンプ内にはもはや猫や犬も残っておらず、私たちに選択の余地は全くない。生きる力を失った者の肉を食べることを認めてほしい」と訴えた。その訴えに対しての指導者の答えは、勿論「否」であった、という。

1949年、法哲学者ロン・フラーは、ハーバード・ロー・レビューに「洞窟探検隊事件」と題する一文を載せた<sup>(1)</sup>。この論稿は、西暦4299年にニューガス国で起きた殺人事件という架空の事件について、同国の最高裁判所が下した判決文の形式で書かれてある。

この事件は、ニューガス国のアマチュアの洞窟探検愛好者の団体である洞窟探検協会のメンバー5人が、同国内にある洞窟を探検中に事故に遭遇し、洞窟内に閉じこめられた。32日目にようやく救出されたが、その間に餓死を免れるために、メンバーの1人を他の4人が殺害して、その肉を食べたのであった。この4人は謀殺罪で起訴され、第一審で死刑の判決をうけ、被告人はこれを不満として最高裁に上告した。これに対し、最高裁は、5名の裁判官のうち、2名が上告棄却、2名が原判決破棄、1名が判断回避の意見で、結局2対2で原判決維持、上告棄却という結果になっている。

ところで、このフラーの論稿は、まったく架空のものではなく、今から110年前イギリスで実際に起こったミニョネット号事件<sup>(2)</sup>から、そのヒントをえたものといわれている。

この事件は、1884年にミニョネット号という帆船が南大西洋上で難破し、その乗組員4人が

ボートに乗って漂流中、餓死に近い状態に追いこまれ、4人のうち1人を殺害して他の3人がその血を啜り、肉を食べて生き延びたという事件で、3人のうち2人が謀殺罪で起訴され、イギリスの高等法院女王座部で有罪として死刑の判決がなされたのである。

フラーの論稿及びミニョネット号事件の判決は、極めてシリアスな状況下での人間の行動を、その当時の法に照らして、その正邪を判断しようとしているのである。そして、その根底には、法において“人間の生命”という価値をどのように位置づけるべきかが問われているようにもおもわれる。

紀元前2世紀ごろ、ギリシャの哲学者カルネアデスが、いわゆる「カルネアデスの板」とされる命題をつきつけたといわれる。すなわち「一人の重さしか支えることのできない一枚の板に泳ぎついた二人のうち、一方が他方を押しつけて溺れさせ自分を救うのは正しいか」というものである。一般的な言い方をすれば、危難に直面した人間が、自己を救うべく他人の生命を犠牲にする行為をどうとらえるか、ということである。道徳的にながめれば、絶対的に善であるとはいえないが、その者を何人も責めることができない場合が多かろう。また法的にながめても、「緊急は法をもたない」という法諺があるように、いわゆる緊急避難となりうるかどうかは別としても、最終的に法的責任を追求しがたい場合が多かろう。フラーの「洞窟探検隊事件」も、このような危難場面解決のため、われわれ何を議論すべきかについて示唆的でさえある。ここでは、作者フラーの呈示したものが何であったかに焦点をあてて考えてみたい。

被告人ら4名とロジャー・ウエットモア(Roger Whetmore)は、ともにアマチュア洞窟探検愛好家をメンバーとする洞窟探検協会の会員であるが、4299年5月初旬、ニューガス国の中央高原地帯によく見られる石灰岩の洞窟の一つの探検を試みたが、入口から相当距離進入したときに地滑りが発生し、落石のため入口からの通路を完全に遮断され、急遽労務者、技術者、地質学者らを含む救援隊が派遣されたが、

障害物の除去作業は続発する地滑りに妨げられて困難を極め、10名の作業員が事故死する有様であった。

地滑りの危険が当然予想される洞窟を探検するアマチュア探険愛好家5名が遭難し、しかも落石等により洞窟の内外が遮断された状況にある、当然協会が救援隊を派遣する、そのメンバー構成、人数は適当であったか、その救援活動は、物理的にも、財政的にも困難を極めた。俗にいう義援金も使いはたしたうえに、10人の尊い作業員の生命が犠牲となった。救援隊への人的・物的補充を行ったものの、諸々の困難に遭い、結局32日を要した。

隊員らは、進入にあたり僅かの食糧しか携行しておらず、洞窟内には食糧となる動植物は皆無であり、そのために救出までの間に閉じ込められた隊員らが餓死することが夙に心配されていたが、閉じ込められた時から20日目になって隊員らがポータブルの無線機を携行していることがわかり、急速同種の機械を取り寄せて内部と連絡がとられるようになった。

洞窟内に閉じ込められて20日後、洞窟の内と外との間で交信が可能となった。物理的には依然隔離されてはいるが、精神的には心強さを感じる事ができ、遭難者と救援隊両者がどのような状況であるかすなわち事態の把握が可能となったわけである。情報交換が可能となった結果、つぎのような問答が展開されることになる。

内部からは、障害物の除去になおどれ程かかるかとの質問があり、新しい地滑りが起こらなくてもなお10日はかかると答えると、折り返し、隊員らの状況と当初の携行食糧の内容を説明して今後10日間生きのびられる見込の有無について専門家の意見を求めてきた。医師団がその見込の乏しいことを告げると、隊員の代表としてウェットモアが、隊員のうち一人の肉を他の者の食糧にあてると10日間生きられるかとの質問をし、医師団がしぶしぶ積極の返答をすると、更に人肉の提供者をくじで決めることの適否につき裁判官又はこれに代る政府職員の意見を求め、これに答える者がいないと、次に聖職者の

意見を求めてきたが、結局答える者はなかった。その後連絡も絶え、進入後32日目に漸く隊員が救出されたとき、ウェットモアはその前すでに進入後23日後に殺害され、被告人らとその肉を食べていた。

救援隊にいる専門技術者の答えでは、救出まであと少なくとも10日はかかるとのこと、結局は進入後32日目に救出されたのだから、現実には、予測より僅かではあるが2日違いであった。手持ちの食糧がいつ尽きたかによってこの2日の差は、重要な意味をもつことになる。だから、彼等は、医師団に、食糧なしにさらに10日間生きのびることができるか、と医学的見解を問うのである。専門家集団の統一の見解をききただしたかったのである。

それに対し、医師団の座長が、その見込はほとんどないとの答をした。その後8時間、洞窟内の無線機との間に沈黙が続いた。この8時間は何を意味するのだろうか。遭難者たちが、ある決断をするにあたって、いろいろと話し合わねばならぬ。一定の決断をするために必要な時を示すのだろうか。やがて、ふたたび、無線が医師団の座長にむけられ、遭難者の代表者としてウェットモアから一つの提案とその効用についての問いがなされる。「仲間の一人の肉を食べ尽くしたらさらに10日間は生きのびられるか」と。可能だといえ、彼等はこの途を選ぶかもしれない。無理だといえ、彼等は見捨てられたと思うかもしれない。医師団の座長は、気は進まなかったものの、積極の返答をしたのではない。

事態は予想通りになった。ウェットモアのつぎの問いは、「くじ引き」して、人肉提供者（犠牲になるべき者）を決めることについて、当を得ているかどうかというものである。「くじ引きで犠牲者を決める」、公平な途だといえるか。医師団が判断するにはあまりに重い問いである。否、判断をするべき立場にもない。だから居合わせた医師の誰もこれに答えようとしなかった。それでは、ウェットモアは、裁判官と政府役人がいるようだったら、その当否につきききたいという。司

法機関ないし行政機関の法的見解をとおもったのかもしれない。しかし、救助隊に参加している者の誰も、このことに関しては、忠告をしようような立場にはないとの態度をとった。そうなれば、ウェットモアは、聖職者がいたらきいてくれ、と執拗に問い続けた。宗教的見解をききたかったのかもしれない。しかし答えようとする者は誰もいなかった。もっとも後で判明したことだが、その時より以前に、探險隊員のほうの無線機のバッテリーは切れていた、洞窟内外の通信はここで途絶えた。隊員が洞窟に入り遭難から20日目に、救援隊と通信が可能となり、そこで人肉食が話題となり、通信が途絶えているなか遭難から23日目に、ウェットモアは殺され犠牲となった。それから9日目(遭難から12日目)、ウェットモアを除く4名の隊員は救助された。手持ちの食糧は何時底をついたか。遭難から21日目か、22日目か、あるいはウェットモア殺害のあった23日目か、場合によってはそれ以降である場合だってありうる。いずれにしても洞窟外の一般社会から何等の指示、助言等も得られない孤立無援、緊急事態での決断であることに異論はないであろう。とすれば、彼等の決断自体について、当事者以外の者の何人もこれを非難することはできないというべきかもしれない。

ところで19世紀当時、海上での船舶の遭難は、頻繁に起きていたとされ、その際船乗りの間で展開された海上でのカニバリズムは、死んだ仲間の肉を食べる、あるいは、生き残っている者の一人を殺したり死を早めたりしてその肉を食べるといったことが行われていたとされる<sup>(3)</sup>。そうであれば、船乗りは、船舶が遭難し、孤立無援の状態になった場合には、自分が犠牲者となることを含めて(くじ引きで決めることか多かったから)<sup>(4)</sup>、仲間の肉を食べて、生きのびることを認め合っていたともいえよう。洞窟探險隊事件の下敷となっているミニョネット号事件でも同様であった。当初、くじ引きで、犠牲者を決めようとしていたが、なかなか調整がつかず、結局、家族をもたない年令の若い者が丁度海水を飲み過ぎて脱水症状を呈

し、病状悪化したのをよいことに、これを犠牲者と決め、本人にも、その事態を告げ、神の許しを乞う祈りを捧げつゝ、その命を断った、とされた。

作者フラーは、いわば運命共同体ともいべき5人の遭難者が、5人全滅より1人を犠牲にして4人が生き残ることを総意で決断したのであれば、後日裁判所といえども、その決断の是非を判断すべきではない、と考えたのであろうか。つづいて、被告人の証言という形で、犠牲者決定手続の適否が問われる。

被告人らの証言によると、仲間の一人の肉を食糧とすることを最初に提案したのはウェットモアであり、偶々持ち合わせていたさいころを使って肉の提供者を決める案を言い出したのもかれであった。被告人らは最初これに賛成しなかったが、前記のような救援隊との問答が行われたのち、結局一同は提案に賛成し、さいころによる決定の方法について数学的な問題を数時間議論した結果、その具体的なやり方について合意が成立した。ところがいざさいころを振るという段になって、ウェットモアが、もう1週間様子を見るべきであると考え直したと言い、さきに合意した計画から脱退する旨を言明したので、被告人らは、ウェットモアを約束違反者と断じてかれを含めたまま計画を実行に移すこと、ウェットモアの順番が来たときは他の者が代わってさいころを振ることとし、かかる手続きの公正さに対する異論の有無を同人に確めたところ、異論がないとの答があったので、その通りにしてさいころを振った結果、提供者にウェットモアが当たり、かれは殺されてその肉が被告人らの食糧とされた。

先ず問題とされるべきことは、皮肉にも、積極的提案者が最終的に(消極的な形で)犠牲者となったことについてである。仲間の肉を食べる以外に食糧を見出し難いこと、そしてどのようにしてその犠牲者を決めるかについて、さいころを用いてくじ引きでやっらどうか、と提案したのは、ほかならぬ犠牲者となったウェットモアであった。当初、ウェットモア以外の4人の者は賛成しなかつ

だが、話し合いの結果、全員一致で仲間の肉を食べて生き残ること、その犠牲者を決めるにはくじ引きでやることについて合意に達した。ところがいざ実行に移される段階で、提案者であったウェットモアは、1週間の実施延期とさらにこの約定からの離脱を表明した。離脱は認められなかった。そればかりか、さいころを振ったのは彼自身ではなく他の仲間であった。彼の同意はあったとはいえ、したがって彼は結果に対して不平・不満は言わなかったとはいえ、いわゆる“くじ引き”の本旨に沿ったものではないのではないだろうか。「代りの者がさいころを振る」のはいけない。

これまでそしてこれから、人々は、ある事を決めるときに、「くじ引き」という方法をとってきたし、またとるであろう。人々が設ける選択規準（年齢・性別・能力等）は、どうしても、恣意的になりやすく、それ故に因ってくる結果に対し、不公平（正）だとこれに食って掛かることにもなる。くじ引きもまた不公平な結果を導く<sup>(5)</sup>。しかし、それは、運のなせる業だと観念する。天運と思って、あきらめたり、よろこんだりするのである。正しく「運否天賦」である。ただ宿命と考えるのではなく、くじを「引いた」のは自分であり、当然その結果は自分が甘受すべきものと考えからではないだろうか。

さて次に問題とすべきことはウェットモアの、仲間の肉を食べて生き残るという約定からの離脱が、どうして認められなかったのだろうか。「言い出し屁」だったからなのか、「乗りかかった船」だからなのであろうか。4人の仲間は、約定違反（a breach of faith）だといって、ウェットモアを非難した。いよいよ計画が実行に移され、何人かの者がすでにさいころを握り、くじを引いて、彼の番がきたその時、「いちぬけた！」というのであれば、彼は責められるであろうし、その離脱は認められないかもしれない。しかし、もし彼が最初にさいころを振ることで合意し、それにもとづき、いよいよさいころを振る直前に、離脱の意思を示す場合には、かなり微妙である。ここでは、さいころが振られる前にとだけなっているの

それを前提として考えれば、離脱を認めても何の支障もないようにおもわれる。

たしかに、ウェットモアが、この計画から離脱することによって、残余者4人が犠牲者となる率は高まるようにみえる。5人のうち1人が犠牲者となるはずが（20%）であったのに、4人のうち1人が犠牲者となることになる（25%）からである。しかし結果から考えてみると、当りくじが1本であるかぎり、その当りくじを引いた者にとっては当り率100パーセントであって、5人が4人になったことは何の意味ももたない。くじを引く順番や、当りくじを何番目の人が当てたかといったこと、場合によってはくじをそもそも何本用意するかによっても変わってくるのではないかと素人は考える。ウェットモアの離脱により、自分が犠牲者になってしまうのではないかと、そういう事態は歓迎しないのであれば、彼と同様に離脱してしまい、合意自体を解消すればよいし、そのことによって何の不都合も生じない。5人全滅ということもありうるが、4人のために1人の生命を犠牲にしなければならない道理はどこにもない。それどころか、救援活動が予想以上にはかどおり、5人全員が無事救出されることだってありうる。かような意味からも、ウェットモアの離脱は認められるべきであった、とおもわれる。なお細かいことではあるが、合意からの離脱が認められた場合には、爾後、分け前を享受できない。すなわち、合意にもとづき犠牲者となった者の肉を食べる利益を享けることはできない<sup>(6)</sup>。

以上、フラーの設定した事実経過に重点を置いて、フラーが呈示したかたであろう問題点を中心に考えてきた。フラーの論考は、冒頭で示したように、これらの事実にもとづき、仮想国ニューガース国最高裁判所裁判官の意見という形式で法的判断を示している。その後30年後の1980年に、アンソニー・ダマトウによる「洞窟探検隊 — その後の手続」という一文を得た。これは、フラーの設定した最高裁判決後、大統領が設置した被告人らの恩赦のための特別委員会の答申という形式で、フラーの論稿後30年間に主張された法理學上

の諸々の理論(学派)からの見解が示されていてこれもまた示唆的である<sup>(7)</sup>。

このうちとくに注目したいのは、被告人有罪説(謀殺罪)を展開するワン教授の立論であり、臓器移植事例とのアナロジーである。

例えば、ここにそれぞれ心臓、肺臓、肝臓、腎臓の重篤な疾患により死が迫っている4人の患者があり、それぞれ健康な他人の内臓の移植によってのみ生命の維持が可能となるケースを想定しよう。この4人が、健康な別の見知らぬ者を誘拐し、医師を待機させている医療施設へ直行し、殺害し、医師をしてこの健康な臓器移植をせしむることを企図せんと決断し、これによって唯一人の者の犠牲により4人の生命が救われた場合は当然道義上も法的にも有罪というべきである。……

たとえば、臓器移植を必要とされる4人の者がそれぞれ異なった臓器を必要としているならば、4人のうちの3人の者は、4人目の者の健康な臓器によって生き残ることができよう。いまもし、4人とも医療施設にいて、テーブルの上に同じような外形の錠剤——実は3錠は偽薬(プレシーポ)で1錠は即座に死を招く毒薬——を置いておく。もし各々が、1錠選択すれば誰かが死んでゆく。とすればこの者の臓器は、残余者3人に直に移植されうる。かような場合には、いかなる他人も殺害するというようなものでないから、3人の者はせいぜい自殺未遂罪で有罪となり、犠牲者は自殺既遂罪で有罪といえよう。いずれにしても、4人の者は、全滅より3人の生き残りのほうがベターであるとの決断をする道徳的権利をもつものであり、それ故にこのような手法は正当化されうるであろう。

私見では、この主張に賛同できない部分もあるが、洞窟探検事件を、臓器移植事件とのアナロジーでとらえる立論に示唆をうけるのである。換言すれば、臓器移植をめぐる諸問題の解決にとって、フラーのものした洞窟探検隊事件で議論してきた成果をいかすことができるのではないかとおもっている。

[補遺3]参照

最後に一つの寓話を示して擱筆することにするが、これもまた示唆的なものというべきだろう。この寓話から、われわれは何を学びとることができるのであろうか。

### 「病人と消防士」

R. L. スティーヴンソン<sup>(8)</sup>

あるとき、火事になった家の中に病人がいた。そこへ消防士が入ってきた。「私を助け出さないでくれ」病人はいった。「じょうぶな者を救ってやれ」「なぜだか話してくださいませんか」消防士は丁寧な人だったので、こうたずねた。「どうしたってこれ以上公平なことはないだろう」病人はいった。「強い者はどんな場合にも、優先されるのが当然だ。彼らの方が世の中の役に立つのだから」

消防士は悟ったところのある人だったので、しばらく考えた。「同感です」彼はついに、屋根の一部分が焼け落ちてきたときいった。「しかし、おうかがいしますが、強い者にふさわしい仕事を、あなたはなんだとおっしゃるでしょうか」「それは一番やさしい問題だ」病人は答えた。「強い者にふさわしい仕事は、弱い者を助けることだ」

ふたたび、消防士は考えこんだ。というのは、彼は秀れた人物で軽率な点は少しもなかった。「私はあなたが病気であることは赦してあげられましょう」彼はついに、壁の一部分が崩れたときいった。「しかし、私はあなたがそんな馬鹿であることは、我慢ができません」そういって、彼は優れて正しい人だったので、消防用の斧を振り上げて、ベッドにとどくほどに、病人を打ち割った。

[本章未完]

- (1) L. L. Fuller, *The case of the Speluncean Explorers*, 62Harv. L. Rev. 616 (1949).  
なお本稿での引用は、下記中村邦訳による。中村治朗「二つの人肉食殺人裁判(上)(下)」判例時報1210号3頁以下、同1211号3頁以下。
- (2) 14Q. B. D. 273 (1884). 本稿ではミニョネッ

ト号事件そのものについては論及しない。なお事件、判決等についての詳細な紹介は、前掲中村論文にもあるが、これは下記文献にもとづいている。

A. W. Brian Simpson, *Cannibalism and the Common Law* (1984).

(3) Simpson, *op. cit.*, pp. 95-145

(4) *Ibid.*, p. 173. 中村訳(判時1210・10)参照。

Brown Case (1841)において、ボールドウィン裁判長は、陪審員に対する説示で、「関係者が同じ条件の下にあり、その間の選択につき合理的の方法がない場合には、事情の許す限りくじ引きのよるのが最善の方法であるが、ただしこの場合ボートを動かすのに必要不可欠な船員はくじ引きから除外される」という一般的基準を示したとされる。エドモンド・カーン著・西村克彦訳『法と人生 — 裁判官の胸のうち —』(1957) 90頁によれば、くじ引きというやり方に頼ることに三つの立場があるとの指摘がある。「その一つというのは、今まで誰もそれに代るより良い選択方法を示唆していないから、くじ引きによらざるを得ないというのである。二番目の考え方というのは、この種の事柄は、個々の事件が起るたび毎に陪審の裁断に委されるべきものであって、こうした恐ろしい緊急状態において人々のとるべき措置を規制する動きのとれないような法的規則を予じめ定立するのは賢明なことではないというのである。三番目の考え方というのは、人々がまだ生きている限りは、なお望みをかける理由があるのであって、そのうちに救助船の帆が眼にとまることがないとは誰も確言しえないから、くじ引きなどはやめるべきだというのである。」としたうえで、カーン自身は否定的立場をとる。「この危機がかけごとをするには余りにも安くない利害関係と、運命に委せるには余りにも深い責任とを含んでいるからというだけではなく、また、誰一人として、そのようなくじ引きで勝ったということはいえまいし、他人を殺しておいて自分だけが完全に[心の傷を受けないで]生き残るということでは

きないからである。』

(5) くじ引きの不公平性について下記の見解は示唆的である。やゝ長文だが、ここに引用したい。「普通くじ引きは公平だと言われている。しかし、くじ引きが公平なはずはない。五人いるうち一人しかもらえないから、あとの四人にとっては不公平である。つまり結果は不公平になるにまわっている。そうすると、いやくじ引きは結果は不公平であるが手続きが公平だからいいんだ、という説になる。それでは手続きが公平とはどういうことかということになると、それもよくわからない。みんな等しいチャンスがあるというのは、事前にひよっとしたら当たるかもしれないという羨望をするチャンスがあるというだけで、それなら詐欺だって公正である。羨望をさせることが公正なのかどうかというのは非常に疑わしい。……にもかかわらず、くじでやるということになると何となくみんな納得するのはなぜかという、それはくじは全く偶然であるからである。全く偶然というのは言いかえると何にも理由がないということで、何にも理由がないことのできるというのはこんなに不公正なことではない。しかし何にも理由がないということは、これはひよっとすると人間の推しはかることのできない、人間の合理性をこえたもっと高度の合理性、神の意思が働いているのではないかという考え方があって、それでそれが公正だと思われるのではないかという気がする。」(竹内啓「偶然と必然 — 序論」<竹内啓編『東京大学教養講座 5 偶然と必然』(1982) 29頁以下>

(6) ミニネット号事件では、被告人らの供述のくい違いにより、少年を犠牲者とする合意形成に加っていたかどうか認定できない者も、少量の分け前に与ったと判示している。

(7) Anthony D'Amato, *The Speluncean Explores — Further Proceedings*, 32 *Stanford L. Rev.* 467 (1980)。この文献についても、前掲中村論稿に要旨が紹介されている。議論すべき点がかなりあり、本稿では深く立入ら

ない。ここに引用した部分はその主張の一部分である。

(8) R. L. スティーヴンスン著、枝村吉三訳『寓話』(1976年訳刊) 15頁以下。

〔補遺1〕 戦争に利用された桃太郎説話

槇佐知子『日本昔話と古代医術』(1989)に取められている「桃太郎 — 鬼の象徴と桃の薬効」には、古典医学研究者からみた桃太郎説話の解析が示唆に富んでいる。この論考のなかでは、「戦争に利用された教科書」「子どもを流す話」「物語の場としての山」「川にこめた象徴性」「犬、猿、雉 — 桃太郎の家来たち」「鬼の種類」「古代人が与えた力」「鬼が島と異界」「桃の薬効」について論及し、本章をつぎのように締め括っている。

薬効のすべてと、呪術的効能のすべてを象徴する桃太郎が、身体から病気や悩みを退治することが鬼退治だったのではないだろうか。古来、製薬には男性が従事し、少年がこれを助けたことも、桃太郎のイメージにぴったりである。病気は人命を奪い、金銀財宝を空しくする。健康こそは、どんな財宝にも勝る宝である。

お伽話を戦争に利用されるようなことは二度とあってはならないが、人類にとっての共通の敵である病魔なら、世界中の人々が協力して撲滅したい。また、人の心の邪悪なものも除きたいと思う。「桃太郎」は人の心身の「あしきもの」を退治するお話として、読み直したい(同書40・41頁)。

〔補遺2〕 利己心と保険制度

長尾龍一『法学に遊ぶ — 落語から法哲学へ』(1992)に取められている「災難としての過失 — 不法行為から保険へ」には、法哲学者からみた保険制度の意義と問題点が指摘されている。「保険制度は民法の責任原則を解体させるものだ」との見解についてふれつつ以下の問題点を呈示している。

責任原則が解体すると、被保険者の行動が安易になりがちであることのほかに、一種の不公平が生ずる可能性もある。災害は万人に全く平等な確率でふりかかる偶然ではなく、防止努力の如何によって、確率が違ってくる。そうすると、真面目に防止努力

をした者の掛金は、掛け捨てになる可能性が高く、そうでない者が保険金を受ける可能性が高くなる。これは「真面目な者が不真面目な者の犠牲になる」とものと批判される(同書160頁)。

厚生省が、1997年度からの導入を目指している「公的介護保険制度」(健康保険証で診察を受けたり、入院できるのと同様に、介護保険証一枚でホームヘルパーの派遣や訪問看護などの公的介護サービスが受けられる)を構築するにあたっては、基本的には、相対立する個々人の心の中に存する利己心を、どのように止揚していくかにかかっているのではないだろうか。

〔補遺3〕 「生きるために死者を食べる」

ジャック・アタリ著、金塚貞文訳『カニバリズムの秩序』(1979, 1984訳刊)によれば、「カニバリズムを、治療の最初の形態とみなすべき」だとし、この食人思想は、現代の高度医療技術のなかに見事にいきているとする。それ故に、この食人種という秩序を破壊すべきだとつぎのように結んでいる。

われわれは、食人種となることをやめることによってしか、食人種であったことから逃れる術はない。そして、われわれが食人種となることをやめるには、今日まで凌駕されずにいる《カニバリズムの秩序》そのものを、《悪》として、そのように対処すべきものとして追いつめる以外にない(同書384頁)。

臓器移植は、たしかに、死体こそ口から食べることはしないが、死体、生体の一部分たる臓器を、他者の生命を維持すべく、移植するものであり、いわゆる治療のカニバリズムとするアナロジーは、それなりの合理性はあるように思える。